

## IWrite 参加契約書

小笠原あゆ美（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）は、以下のとおり IWrite（以下「本コミュニティ」という）への参加契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条（サービス内容）

甲は、本コミュニティに参加した乙に対し、以下のサービスを提供する。

①記事の販売代行

②記事の買取先の獲得代行

③記事の修正代行

(2) サービス期間中、甲は乙に対し、以下のオンラインサポートを行う。

① 専用チャットでの 24 時間以内の返信

② 月に 1 回のオンラインセミナーまたはオンラインワークショップの開催

(3) 甲は乙に対し、記事代金として 2000 文字以上で 2000 円、3000 文字以上で 3000 円を支払う。

(4) 記事の報酬は以下の条件のもと支払われるものとする。

① 月末締め翌月 25 日払い

② 乙は毎月 15 日までに、甲が定める宛先へ請求書を送付する。

③ 乙が 15 日までに所定の宛先へ請求書を送付しなかった場合、原則翌月以降への繰り越しとする。

(5) 乙が本コミュニティ所定のチャットに加入した日を含め 14 日間は練習期間とし、サービス提供期間に含めないものとする。

(6) サービス提供期間は、乙が本コミュニティ所定のチャットに加入した日から 15 日後を開始日とし、6 か月間とする。

### 第2条（商品の代金）

乙は、甲に対し、本コミュニティの参加費用として 298,000 円を支払う（銀行振込一括の場合は 270,000 円を支払う）。

### 第3条（代金の支払い方法）

乙は、本コミュニティへの参加費用の支払い方法を、以下の方法から選ぶことができる。

①銀行振込一括払い

②銀行振込分割払い

③クレジットカード一括払い

#### ④クレジットカード分割払い

### 第4条（商品の引き渡し方法）

本コミュニティへの参加費用の支払い後、乙は以下の方法で商品を受け取ることができる。

- ①クレジットカード払いまたは銀行振込分割払いの場合は、支払い後に表示される商品ページから商品をダウンロードする。
- ②銀行振込一括払いの場合は、甲が乙の振り込みを確認次第、甲から乙へ商品の案内メールを送付する。

### 第5条（クーリングオフ）

乙は、本書面の交付を受けた日を含め8日間は、甲に対して書面により、契約の解除（クーリングオフ）をすることができる。

- ①甲はクーリングオフに伴う損害賠償または違約金を請求しない。
- ②クーリングオフは、乙がクーリングオフ書面を発行したときに、その効力を生じる。
- ③クーリングオフが行われれば、既に甲が役務を提供している場合であっても、乙に金銭の支払い義務は生じない。
- ④代金支払後にクーリングオフがされた場合、甲は乙へ速やかに全額を返金する。
- ⑤甲が解除に関する事項について不実告知をして誤認した場合、または威迫行為により解除を行なわなかった場合、乙は改めてクーリングオフが可能であることを示した書面を受領し、その旨を告げられてから8日間はクーリングオフができる。

### 第6条（中途解約）

乙は、クーリングオフ期間経過後も、以下の条件のもと本契約をいつでも中途解約することができる。

- ①中途解約をしたい場合、乙は甲にメールにてその旨を連絡することとする。
- ②中途解約日はメール送付日とする。
- ③乙は、中途解約日までに経過した月分の代金を月割計算で支払う。
- ④乙が既に支払った代金が、経過月分の月割代金を上回っている場合、甲は超過分を速やかに返金する。

### 第7条（契約解除）

分割払いの支払いが滞った場合、甲は乙の契約を解除することができる。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

甲

〒107-006

東京都港区南青山 2-2-15 WIN 青山 531

小笠原あゆ美

(印)

乙

(印)